

# 日本で働ける**在留資格**ですか？

『**在留の資格なし**』では就労活動はできません。  
外国人雇用の際にはご確認を。



ルールを守って国際化

## 2010 不法就労外国人対策キャンペーン

外国人の不法就労防止にご協力ください。

現在、不法滞在者は約11万人と推定され、不法就労する外国人の存在は、色々な分野にわたり、様々な問題を引き起こしています。入国管理局では、不法就労防止と外国人適正雇用のためのキャンペーンを実施しています。

法務省入国管理局

【入国管理局】 <http://www.immi-moj.go.jp/> 【法務省】 <http://www.moj.go.jp/>



御存知  
ですか?

# 外国人の『不法就労防』

不法就労する外国人の存在は、我が国の労働面だけでなく、風俗、衛生、治安などいろいろな分野にわたって、様々な問題を引き起こしています。また、不法就労している外国人自身も、搾取されたり、労働災害に遭っても十分な救済を受けられないなど様々な被害を受けることがあります。私たちがよりよい国際交流を推進し、社会の健全な発展を図るためには、この問題について正しく理解し、外国人の不法就労をなくすことが大切です。

## 不法就労活動とは

不法滞在者(不法入国者、不法残留者等)が働くことは、不法就労活動になります。また、働くことが認められない在留資格(「短期滞在」、「留学」、「家族滞在」等)で在留する人が働くことや、働くことが認められている在留資格で在留する人であっても、その資格に認められている範囲を超えて働くことも、不法就労活動になります(入国管理局から資格外活動の許可を受けて当該許可の範囲内で行う活動は、不法就労活動にはなりません。)

## 不法残留者数

不法滞在者の圧倒的多数は、在留期間を超えて日本に滞在する人たちです。こうした不法残留外国人の数は、平成22年1月1日現在約9万2千人となっており、その大部分が不法就労活動に従事していると見られます。法務省入国管理局では、平成21年に不法滞在者など約3万2千人に退去強制手続を執っており、このうち約2万6千人が不法就労活動に従事していました。

働くことが認められていない外国人を雇った事業主等に対して、次のような**罰則の適用**があります。

働くことが認められていない外国人を事業活動に関し雇い働かせたり、業としてあっせんした者等(不法就労助長罪) → **3年以下の懲役・300万円以下の罰金**

事業主で、外国人(特別永住者は除く)を雇い入れた場合や外国人が離職した場合、厚生労働大臣(ハローワーク)への届出をしなかったり、虚偽の届出をした者 → **30万円以下の罰金**



**本年7月1日から、不法就労助長行為を行った外国人事業主は、退去強制の対象となります。**

### 就労が認められていない在留資格

在留資格	該当例
文化活動	日本文化の研究者等
短期滞在	観光客、会議参加者等
留学	大学、短期大学、専門学校等の学生
就学	高等学校、日本語学校等の生徒(注)
研修	研修生
家族滞在	就労が認められる在留資格で在留する外国人等が扶養する配偶者・子

※資格外活動許可を得ている場合は、許可された範囲で就労することができます。

(注)改正入管法により、「留学」と「就学」の在留資格が一本化されることに伴い、平成22年7月1日以降に入国する高等学校、専修学校(高等又は一般課程)等の生徒には、これまでの「就学」に代えて「留学」の在留資格が付与されることになります。

### 就労の可否は指定される活動の内容によることとされるもの

在留資格	該当例
特定活動	外交官等の家事使用人 ワーキング・ホリデー及び技能実習の対象者 特定研究活動者等、同活動者等が扶養する配偶者・子

### 身分・地位に基づく在留活動が認められるもの (活動に制限がないので就労も可能)

在留資格	該当例
永住者	法務大臣から永住許可を受けた者
日本人の配偶者等	日本人の配偶者・実子・特別養子
永住者の配偶者等	永住者・特別永住者の配偶者及び我が国で出生し引き続き在留している実子
定住者	日系3世、外国人配偶者の連れ子等

※「特別永住者」も活動に制限がありません。

### 就労が認められる在留資格(活動が特定される)

在留資格	該当例
外交	外国政府の大使、公使、総領事等及びその家族
公用	外国政府、国際機関等の公務に従事する者及びその家族
教授	大学教授等
芸術	作曲家、画家、作家等
宗教	外国の宗教団体から派遣される宣教師等
報道	外国の報道機関の記者、カメラマン等
投資・経営	外資系企業等の経営者・管理者等
法律・会計業務	弁護士、公認会計士等
医療	医師、歯科医師等
研究	政府関係機関や企業等の研究者等
教育	高等学校・中学校等の語学教師等
技術	機械工学等の技術者等
人文知識・国際業務	通訳、デザイナー、語学学校の教師等
企業内転勤	外国の事務所からの転勤者
興行	俳優、歌手、ダンサー、プロスポーツ選手等
技能	外国料理の調理師、スポーツ指導者、パイロット、貴金属等の加工職人等
技能実習(注)	技能実習生

(注)平成22年7月1日から新設される在留資格です。証印シールの「在留資格」欄には「技能実習1号イ」、「技能実習1号ロ」、「技能実習2号イ」又は「技能実習2号ロ」と記載されます。



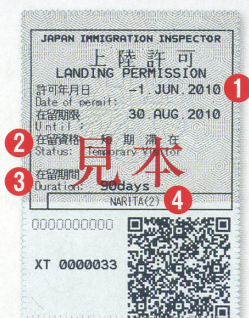
# 止』に御協力ください。

外国人の雇用に当たっては必ずパスポート・外国人登録証明書等を見て在留資格の確認を！「短期滞在」等働くことが認められていない在留資格の外国人を雇用することはできません！

在留資格の確認を！



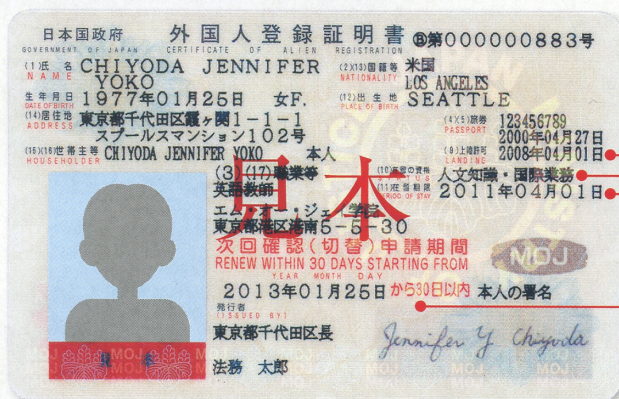
## 上陸許可証印シール、上陸許可証印の印影



- 1 2010年6月1日に
- 2 観光、親族訪問など、短期間日本に滞在する目的で
- 3 在留期間90日を許可され
- 4 成田空港第2旅客ターミナルから上陸したことを意味しています。

※このデザインの証印については、平成20年6月1日から使用しています。

## 外国人登録証明書



### 上陸許可年月日

日本の空港や海港で上陸許可の証印を受けた日が記載されます。

### 在留の資格

出入国管理の法令に基づいて外国人がどのような入国・在留の許可を受けているのかを表しています。

### 在留期限

日本国内に在留することのできる期限を表しています。裏面に新たな在留期限の記載がなくこの期限を超えて引き続き残留している場合は「不法残留」の可能性が高いといえます。

### 次回確認(切替)申請期間

この登録証明書の切替を行うための申請期日のことです。これは、在留することができる期限(在留期限)を意味するものではありません。

### 裏面

次回切替までに登録の内容に変更(在留期間の更新・在留資格の変更等)があった場合、変更された内容(新たな在留期間・在留資格等)は裏面に記載されます。

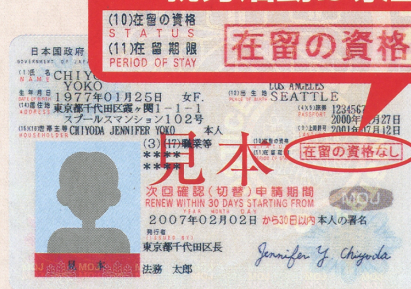
※平成17年6月1日以降交付分から新デザインへ順次変更されています。

## ワンポイント解説 外国人登録証明書に表示された「在留の資格なし」とは？

既に在留期限が過ぎているにもかかわらず引き続き滞在している**不法残留者**、あるいは密航や偽変造旅券といった不正な手段によって入国した**不法入国者**など、いわゆる不法滞在の状態にある外国人であっても、外国人登録法に基づき、外国人登録の申請義務が課されており、また、申請により交付された外国人登録証明書は常に携帯する必要があります。この場合、外国人登録証明書上の「在留の資格」欄には、在留の資格が確認されていないことを表すために、大きく赤字で**在留の資格なし**と記載されます(右の図を参照)。

在留の資格を有しない場合には、日本国内でいかなる就労活動に従事することもできず、速やかに入国管理局で法律の規定に基づいた手続きを受ける必要があります。

外国人登録証明書に表示された「在留の資格なし」就労活動は禁止





# 手続Q&A

**Q** 雇用していた外国人の在留資格を確認したら、不法残留で  
あることがわかりました。どうすればいいですか。

**A** そのまま雇用を継続すると雇い主であるあなたが不法就労助  
長罪に問われることもありますので、直ちに不法就労活動を  
やめさせて、最寄りの地方入国管理局に出頭させてください。

※不法残留者が次のいずれの要件も満たす場合には、簡易な  
手続で自ら出国することができる**出国命令制度**があります。

- 速やかに出国する意思をもって自ら入国管理官署に  
出頭したこと
- 不法残留以外の退去強制事由に該当しないこと
- 入国後に窃盗罪等の所定の罪により懲役又は禁錮に  
処せられていないこと
- これまで退去強制されたり、出国命令により出国した  
ことがないこと
- 速やかに出国することが確実と見込まれること

**Q** 留学生やその配偶者(在留資格「家族滞在」)をアルバイト職員  
として雇用することはできますか。

**A** 留学生、家族滞在者としての在留資格を有する方の場合、地方  
入国管理局から「資格外活動許可」を受けなければ働くことが  
できません。また、許可を受けた場合においても、許可の範囲内  
でしか働くことはできません。本人が地方入国管理局から交付  
を受けて所持している「資格外活動許可書」の内容をよく確認  
してください。

通常の場合は、  
留学生・・・1週について28時間以内または同14時間以内  
(学校の長期休業期間中は1日について8時間以内)  
就学生・・・1日について4時間以内  
なお、在留資格「留学」と「就学」の一本化後(平成22年7月1日  
以降)における留学生については、1週28時間以内(学校の  
長期休業期間中は1日8時間以内)とする予定です。

**Q** パスポートには在留資格「短期滞在」とありますが、本人は  
「入管から就労許可を得た」と言っています。雇用しても問題  
ないのでしょうか。

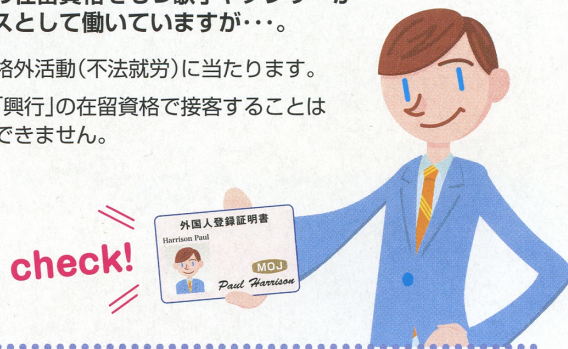
**A** 短期滞在の場合、特別な事情がない限り、資格外活動許可が  
与えられることはありません。「資格外活動許可書」を所持して  
いることと、その内容をよく確認し、疑問があれば最寄りの  
地方入国管理局にお問い合わせください。

**Q** 外国人登録証明書に記載されている「在留期限」は過ぎて  
いますが、「次回確認(切替)申請期間」は2年後まであります。  
この人は、不法残留なのでしょうか。

**A** 在留期間更新許可等を受けた場合には、外国人登録証明書の  
裏面に、新たな在留期間等に関する記載がされますので、  
裏面をご確認ください。しかし、裏面にも記載がない場合は、  
その後在留期間更新手続を行っているといった事情がない  
限り、不法残留である可能性が高いと思われるので、パス  
ポートで在留期間をご確認ください。

**Q** 「興行」の在留資格をもつ歌手やダンサーが  
ホステスとして働いていますが・・・。

**A** 資格外活動(不法就労)に当たります。  
※「興行」の在留資格で接客することは  
できません。



私たちは、出入国管理行政が少しでも皆様に理解され  
親しみやすいものになることを願っています。

入国管理局の仕事についてご質問がありましたら、下記にお問い合わせください。

## 入国・在留等の手続についてのお問い合わせ先 『外国人在留総合インフォメーションセンター』

〒983-0842	宮城県仙台市宮城野区五輪 1-3-20	(仙台入国管理局内)	TEL 022-298-9014
〒108-8255	東京都港区港南 5-5-30	(東京入国管理局内)	TEL 03-5796-7112
〒236-0002	神奈川県横浜市金沢区鳥浜町 10-7	(東京入国管理局横浜支局内)	TEL 045-769-0230
〒455-8601	愛知県名古屋市港区正保町 5-18	(名古屋入国管理局内)	TEL 052-559-2151~2
〒559-0034	大阪府大阪市住之江区南港北 1-29-53	(大阪入国管理局内)	TEL 06-4703-2150
〒650-0024	兵庫県神戸市中央区海岸通り 29	(大阪入国管理局神戸支局内)	TEL 078-326-5141
〒730-0012	広島県広島市中区上八丁堀 6-30	(広島入国管理局内)	TEL 082-502-6060
〒812-0003	福岡県福岡市博多区下臼井 778-1	福岡空港国内線第3ターミナルビル内 (福岡入国管理局内)	TEL 092-626-5100

## ホームページについての御案内

入国・在留手続などの各種手続、申請窓口、申請書類などを御案内しています。

入国管理局

▶ <http://www.immi-moj.go.jp/>

法務省

▶ <http://www.moj.go.jp/>

(英語版、中国語版、韓国語版、及びポルトガル語版もあります。)

御不明な点がありましたら、下記にお問い合わせください。

## 法務省入国管理局

〒100-8977 東京都千代田区霞が関1-1-1 TEL.03-3580-4111(代)